

●要項の目的

この要項は、本学食物栄養学科、保育学科の令和 8 年度入学者選抜において、入学者受入れの方針（以下「アドミッション・ポリシー」という）に基づき、学力の 3 要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度」）を踏まえた多面的・総合的評価による入学者選抜を実施するため、定めるものとする。

●募集人員について

・特別奨学生学校推薦型選抜

食物栄養学科 15 名・保育学科 15 名（各学科、A 種 1 名・B 種 4 名・C 種 10 名）

※特別奨学生に選出されなかった者は学校推薦型選抜の受験生として扱い、可否を判定する。

・学校推薦型選抜Ⅰ期・Ⅱ期

食物栄養学科 25 名・保育学科 25 名

・一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期

食物栄養学科 若干名・保育学科 若干名

・児童養護施設推薦型選抜

食物栄養学科 若干名・保育学科 若干名

・総合型選抜

食物栄養学科 若干名・保育学科 若干名

・社会人選抜Ⅰ期・Ⅱ期

食物栄養学科 若干名・保育学科 若干名

●入学者選抜方法、評価・選抜基準について

・特別奨学生学校推薦型選抜

1. 学習成績の状況が 3.4 以上であることを確認する。
2. 調査書・推薦書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績、課外・生徒会・奉仕等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。資格・検定試験などの成績で、特に以下の内容があれば明記すること。基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、全商情報処理検定試験、実用数学技能検定、IT パスポート試験、情報システム試験、情報活用試験、国際科学オリンピック等の結果（数学、情報分野）。
3. 小論文は、アドミッション・ポリシーに基づき「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を評価・判定し、入学者選抜を行う際の資料とする。
4. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
5. 調査書の欠席日数を、入学者選抜を行う際の資料とする。
6. 適正検査（日本語）、小論文、面接試験結果の総合点を算出し、受験者の平均点を上回ったものを対象に原則として上位 15 名（1 位 A 種・2 位～5 位 B 種・6 位～15 位 C 種）を特別奨学生に選出し、合格とする。特別奨学生に選出されなかった受験生は、学校推薦型選抜の受験者として扱い、可否を判定する。

・学校推薦型選抜Ⅰ期・Ⅱ期

1. 入学後、修学可能な学力があるかを判断するため、学習成績の状況を確認する。
2. 調査書、推薦書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績、課外・生徒会・奉仕等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。資格・検定試験などの成績で、特に以下の内容があれば明記すること。基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、全商情報処理検定試験、実用数学技能検定、ITパスポート試験、情報システム試験、情報活用試験、国際科学オリンピック等の結果（数学、情報分野）。
3. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
4. 調査書の欠席日数を、入学者選抜を行う際の資料とする。
5. 面接試験結果および上記の選抜資料に基づき、合否判定を行う。

・一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期

1. 入学後、修学可能な学力があるかを判断するため、学習成績の状況を確認する。
2. 調査書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績や顕彰の有無、その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。資格・検定試験などの成績で、特に以下の内容があれば明記すること。基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、全商情報処理検定試験、実用数学技能検定、ITパスポート試験、情報システム試験、情報活用試験、国際科学オリンピック等の結果（数学、情報分野）。
3. 個別学力検査の数学、英語は学習指導要領の趣旨を踏まえた記述式の検査とし、アドミッション・ポリシーに基づき、入学者に必要な基本的な知識や学力があるかを評価・判定し、入学者選抜を行う際の資料とする。なお、英語については4技能（読む、書く、聞く、話す）の総合的な英語力の評価を行う。
4. 小論文は、アドミッション・ポリシーに基づき「自らの考えを論理的・創造的に形成する思考・判断の能力」や「思考・判断した過程や結果を的確に、更には効果的に表現する能力」を評価・判定し、入学者選抜を行う際の資料とする。
5. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
6. 調査書の欠席日数を、入学者選抜を行う際の資料とする。
7. 面接試験、小論文の結果および上記の選抜資料に基づき、合否判定を行う。

・児童養護施設推薦型選抜

1. 入学後、修学可能な学力があるかを判断するため、学習成績の状況を確認する。
2. 調査書、推薦書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績、課外・生徒会・奉仕等の活動や顕彰の記録その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。多様な背景を持った学生を受け入れるため、該当する受験希望者については活動報告書の評価において配慮を行う。資格・検定試験などの成績で、特に以下の内容があれば明記すること。基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、全商情報処理検定試験、実用数学技能検定、ITパスポート試験、情報システム試験、情報活用試験、国際科学オリンピック等の結果（数学、情報分野）。
3. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
4. 調査書の欠席日数を、入学者選抜を行う際の資料とする。
5. 面接試験結果および上記の選抜資料に基づき、合否判定を行う。

・総合型選抜

1. 面談者の異なる複数回の面談を行い、その結果を記した総合型選抜判定資料（受験者が自己申告した調査書の学習成績の状況及び欠席日数の情報を含む）ならびに自己アピールカードに基づいて判定を行う。（面談回数は原則2回行い、必要に応じて3回行い判定する）
2. 調査書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由や学修計画、資格・検定試験などの成績や顕彰の有無、その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。資格・検定試験などの成績で、特に以下の内容があれば明記すること。基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、全商情報処理検定試験、実用数学技能検定、ITパスポート試験、情報システム試験、情報活用試験、国際科学オリンピック等の結果（数学、情報分野）。
以下のような多様な背景を持つ受験者も募集対象とする。
 - ・高等学校や大学の中退等による再チャレンジを志す者
 - ・学び直しや新しい分野の学修をしたい社会人
 - ・地域に貢献したい意欲を有する者
 - ・科学や芸術などの特定の分野で卓越した能力を磨いてきた者
3. 面談は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
4. 調査書の欠席日数および学習成績の状況を、入学者選抜を行う際の資料とする。
5. 面談等による判定結果及び上記の選抜資料に基づき、可否判定を行う。

・社会人選抜Ⅰ期・Ⅱ期

1. 社会人選抜志願者履歴書等を入学者選抜の資料とする。
2. 調査書、志願者本人が記載する入学志願書・活動報告書、大学入学希望理由（学び直しや新しい分野の学修の希望、地域に貢献したい意欲等）や学修計画、資格・検定試験などの成績や顕彰の有無、その他の資料を活用し、多面的・総合的に評価・判定して入学者選抜を行う。資格・検定試験などの成績で、特に以下の内容があれば明記すること。基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、全商情報処理検定試験、実用数学技能検定、ITパスポート試験、情報システム試験、情報活用試験、国際科学オリンピック等の結果（数学、情報分野）。
3. 面接試験は、専門職を目指すために必要な「知識・技能」に関する問いへの回答をその評価に含み、入学者選抜を行う際の資料とする。
4. 面接試験と小論文の結果及び上記の選抜資料に基づき、可否判定を行う。

・学校推薦型選抜の推薦要件について

学校長が本学の学生となるのに特にふさわしい意欲・資質・適性等を備えていることを認め、責任をもって推薦するものとする。

入学者受け入れの方針をみたしているものとする。

●合否判定について

入学者選抜における多面的・総合的評価、成績評価は函館短期大学アドミッション・オフィスが行い、合否判定は各入学試験とも入試広報委員会、教授会の議を経て決定する。

●入学試験の面接点および総合型選抜面談の評価について

- ・特別奨学生学校推薦型選抜、学校推薦型選抜Ⅰ期・Ⅱ期、一般選抜Ⅰ期・Ⅱ期、児童養護施設推薦型選抜、社会人選抜Ⅰ期・Ⅱ期、の面接試験は、面接試験要領に従い実施し、5段階で評価する。なお、評価については、函館短期大学 面接・面談 評定評価基準表（基準資料）に基づき、個別評定評価表を作成し、公平性・公正性を確保する。

・総合型選抜

原則として、2回の面談を行い、各回、面談者が4段階（A、B、C、D）で評価し、総合型選抜判定資料を作成する。

原則として、評価がC、Dである場合は3回目の面談を行う。判定結果に基づき、函館短期大学アドミッション・オフィスが多面的・総合的評価を行い、入試広報委員会の議を経て教授会により総合型選抜入学内定か否かを決定する。内定後に提出される調査書等の書類に基づき、函館短期大学アドミッション・オフィスが合否判定を行い、入試広報委員会の議を経て教授会により合否を決定する。

●その他

健康状況の把握及び障害のある者への合理的配慮については、文部科学省の「令和8年度大学入学選抜実施要項について（通知）」の第13 その他注意事項1を厳守し、実施する。

●不正行為について

不正行為が行われた場合は、受験資格を失い、退場とする。

- ・試験時間中にカンニングペーパーや参考書、他の受験者の答案を見るなどのカンニングは不正行為とみなす。
- ・「解答はじめ」の指示の前に回答を始めた場合、不正行為とみなす。
- ・試験時間中、机上に許可されたもの（受験票、筆記用具、時計、眼鏡など）以外のものを置いていた場合、不正行為とみなすことがある。
- ・試験時間中、携帯電話などの電子機器は電源を必ず切り、鞆の中にしまっておくこと。身に付けていたり、着信音、アラーム、振動音をならした場合、不正行為とみなすことがある。
- ・試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をしたり、試験監督者の指示に従わない場合、不正行為とみなすことがある。

●ICT の活用について

総合型選抜及び学校推薦型選抜においては、入学志願者の居住地や実情等に応じ ICT を活用したオンラインによる個別面接を取り入れた選抜を行う。

ICT の活用に当たっては、入学志願者による利用環境の差異や技術的な不具合の発生等によって、特定の入学志願者が不利益を被ることのないよう、次のような配慮を行う。

1. 通信環境の不具合が生じ、試験続行が困難になった場合、当日の時間を繰り下げ、又は予備日を設けて選抜を行う。
2. 入学志願者が通信環境を整えることができない場合、大学でのオンライン受験も可能とする。
3. 入試広報課が連絡窓口となり、不測の事態に個別に対応できるようにする。
4. ICT を活用して選抜を行う場合においても、障害等のある入学志願者に必要な合理的な配慮を行う。また、受験者の不正行為を防止するため、以下の行為 について遵守すること。

1. 受験する環境（部屋）に、受験者本人以外は同席しないこと（準備時間を除く）。
2. 試験中、面接員が指示する以外のパソコン操作は行わないこと。
3. 試験に利用する筆記用具以外のもの（書籍、メモ等）を手元や卓上に置かないこと。
4. 録画及びメモ等の試験内容を記録に残す行為を行わないこと（SNS 等での発信を含む）。
5. 他者によるなりすまし受験やカンニング行為等、公平性を欠く行為を行わないこと。

試験当日又は後日に、違反する事案が判明した場合、試験の中止又は合格を取り消すことがある。

●入学手続きについて

・入学手続き金について

入学手続き時に必要な納入金額を確認の上、郵便局に振り込むこと。

A 特別奨学生：0 円、B 特別奨学生：117,500 円、C 特別奨学生：235,000 円、その他の合格者：385,000 円

・入学手続き金の猶予について

函館短期大学では以下の要件①②いずれもみたす入学予定者については、入学手続き金の納入を第1年次の7月まで猶予する。

1. 給付奨学金の申込を高校で行った（採用候補者）【予約採用】または函館短大進学後に行う予定【在学採用】のもの。
2. 授業料減免の申請を行う（入学手続きにおいて『大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書』を提出する）もの。

以上